

議案第 9 号

君津市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

君津市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の一部改正に伴い、同法の規定が適用されることとなったことから、同法の施行について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の登録)

第3条 市の機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態にあるものを使用するもの(以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を登録した登録簿を添え置いて、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の利用目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 個人情報の収集先
- (8) 個人情報管理責任者
- (9) 個人情報の電子計算機処理の有無
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について前項の登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市の機関は、登録に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示情報)

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、君津市情報公開条例(平成16年君津市条例第1号)第7条第2号ウに掲げる情報のうち、公務員等の氏名に係る部分(法第78条第1項各号(第2号を除く。)に該当するものを除く。)とする。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限に関する特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から前条に規定する期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第8条 法第89条第2項の規定する手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により文書又は図画の写しその他物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

3 市の機関は、前項の規定により同項の費用を負担すべき者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(訂正請求の手続)

第9条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第10条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(君津市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第11条 市の機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、君津市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年君津市条例第 号）第3条に規定する君津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(運用状況の公表)

第12条 市長は、毎年1回、市の機関が行った個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(君津市個人情報保護条例の廃止)

2 君津市個人情報保護条例（平成9年君津市条例第3号）は、廃止する。

(君津市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の君津市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者（第5項及び第6項において「職員等」という。）のうち、この条例の施行前において旧条例第2条第1

号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第3条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧条例第12条第1項の委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者（次項及び第6項において「受託者」という。）に係る同条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 職員等及び受託者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された特定の旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（次項において「旧保有個人情報」という。）を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

6 職員等及び受託者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 この条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

8 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護制度審議会会長の項及び個人情報保護制度審議会委員の項を削る。

（君津市介護保険条例の一部改正）

9 君津市介護保険条例（平成12年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

「第4章 君津市個人情報保護条例の特例（第11条）

目次中 第5章 雑則（第12条） を

第6章 罰則（第13条—第17条） 」

「第 4 章 雑則（第 1 1 条）
に改める。

第 5 章 罰則（第 1 2 条—第 1 6 条）」

第 4 章を削る。

第 5 章中第 1 2 条を第 1 1 条とし、同章を第 4 章とする。

第 6 章中第 1 3 条を第 1 2 条とし、第 1 4 条から第 1 7 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 6 章を第 5 章とする。

（君津市情報公開条例の一部改正）

1 0 君津市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の見出しを「(手数料等)」に改め、同条第 1 項中「別表に定める手数料」を「開示請求に係る行政文書 1 件（事案決定手続等を一にするものをいう。）につき 3 0 0 円の手数料」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 1 5 条の規定により行政文書の写しその他物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

5 実施機関は、前項の規定により同項の費用を負担すべき者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

別表を削る。

（君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

1 1 君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 1 7 年君津市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 7 号中「君津市個人情報保護条例（平成 9 年君津市条例第 3 号）第 2 条第 1 号」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 1 項」に改める。

君津市個人情報の保護に関する条例附則関係新旧対照表

改正案	現 行																														
<p>*附則第8項関係 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>別表（第2条、第4条）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">報酬の額</th> <th style="width: 33%;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>いじめ調査委員会委員長</td> <td style="text-align: center;">// 8,600</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	旅費の額	省略			いじめ調査委員会委員長	// 8,600	//	省略			<p>別表（第2条、第4条）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">報酬の額</th> <th style="width: 33%;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護制度審議会会長</td> <td style="text-align: center;">// 8,600</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護制度審議会委員</td> <td style="text-align: center;">// 7,700</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td>いじめ調査委員会委員長</td> <td style="text-align: center;">// 8,600</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	旅費の額	省略			個人情報保護制度審議会会長	// 8,600	//	個人情報保護制度審議会委員	// 7,700	//	いじめ調査委員会委員長	// 8,600	//	省略		
区分	報酬の額	旅費の額																													
省略																															
いじめ調査委員会委員長	// 8,600	//																													
省略																															
区分	報酬の額	旅費の額																													
省略																															
個人情報保護制度審議会会長	// 8,600	//																													
個人情報保護制度審議会委員	// 7,700	//																													
いじめ調査委員会委員長	// 8,600	//																													
省略																															
<p>*附則第9項関係 君津市介護保険条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 市が行う介護保険（第1条）</p> <p>第2章 介護認定審査会（第2条・第2条の2）</p> <p>第2章の2 介護保険運営協議会（第2条の3—第2条の5）</p> <p>第3章 保険料（第3条—第10条）</p> <p>第4章 雑則（第11条）</p> <p>第5章 罰則（第12条—第16条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 市が行う介護保険（第1条）</p> <p>第2章 介護認定審査会（第2条・第2条の2）</p> <p>第2章の2 介護保険運営協議会（第2条の3—第2条の5）</p> <p>第3章 保険料（第3条—第10条）</p> <p>第4章 <u>君津市個人情報保護条例の特例（第11条）</u></p> <p>第5章 雑則（第12条）</p> <p>第6章 罰則（第13条—第17条）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 40px;">第4章 <u>君津市個人情報保護条例の特例</u></p> <p style="padding-left: 40px;">（<u>君津市個人情報保護条例の特例</u>）</p> <p>第11条 市長は、君津市個人情報保護条例（平成9年君津市条例第</p>																														

第4章 雑則

(委任)

第11条 省略

第5章 罰則

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

第15条 省略

第16条 省略

*附則第10項関係 君津市情報公開条例

(手数料等)

第17条 開示請求者は、開示請求に係る行政文書1件（事案決定手続等を一にするものをいう。）につき300円の手数料を行政文書

3号)第8条の規定にかかわらず、法の規定に基づく居宅介護支援又は施設サービス等の提供のため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、被保険者の要介護認定又は要支援認定等に係る保有個人情報（君津市個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。以下この条において同じ。）を居宅介護支援事業者又は介護保険施設等に対し、提供することができる。

2 市が保有する被保険者の要介護認定又は要支援認定等に係る保有個人情報（規則で定めるものに限る。）の開示請求に係る君津市個人情報保護条例の規定の適用については、同条例第13条第2項中「本人の法定代理人」とあるのは「本人の法定代理人又は本人から委任を受けた配偶者その他の規則で定める者」とする。

第5章 雑則

(委任)

第12条 省略

第6章 罰則

第13条 省略

第14条 省略

第15条 省略

第16条 省略

第17条 省略

(手数料)

第17条 開示請求者は、別表に定める手数料を行政文書

の開示を受ける際に納付しなければならない。

2～3 省略

4 第15条の規定により行政文書の写しその他物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

5 実施機関は、前項の規定により同項の費用を負担すべき者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

の開示を受ける際に納付しなければならない。

2～3 省略

別表（第17条第1項）

<u>区分</u>	<u>金額</u>
閲覧の場合	1件につき300円
写しの交付の場合	1件につき300円に写し1枚(単色刷(黒)のもの)につき10円を加えて得た金額又は上記以外の写し1枚(多色刷のもの)につき50円を加えて得た金額
電磁的記録の閲覧の場合	1件につき300円
電磁的記録を当該電磁的記録のまま電磁的記録媒体に写したものの交付の場合	1件につき300円に電磁的記録媒体一つにつき100円を加えて得た金額
電磁的記録を紙に印刷し、交付する場合	1件につき300円に印刷物1枚につき10円を加えて得た金額

備考

1 「1件」とは、事案決定手続等を一にするものをいう。第8条の規定による部分開示の場合においても、同様とする。

2 閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る行政文書の写しを交付する場合においては、当該閲覧及び交付に係る手数料は、写しの

*附則第11項関係 君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

(協定の締結)

第6条 省略

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) ～(6) 省略

(7) 当該指定施設の管理に関し保有する利用者等に係る個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護に関すること。

(8) ～(9) 省略

交付の場合の手数料によるものとする。

3 1枚の両面を複写した場合の写しの作成に要する費用の額については、2枚として算出する。

4 電磁的記録を紙に印刷し、交付する場合は、電磁的記録を当該電磁的記録のまま電磁的記録媒体に写したものの交付の場合の金額を限度とする。

5 「電磁的記録媒体」とは、開示の対象となった当該電磁的記録を同一の電磁的記録として写すために必要な電磁的記録媒体の個数又は枚数をいう。

(協定の締結)

第6条 省略

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) ～(6) 省略

(7) 当該指定施設の管理に関し保有する利用者等に係る個人情報(君津市個人情報保護条例(平成9年君津市条例第3号)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護に関すること。

(8) ～(9) 省略